

社会福祉法人三翠会・役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人三翠会(「以下「当法人」という。’)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 常勤役員とは、次のいずれかの勤務形態に該当する者をいう。

(1) 当法人を主たる勤務場所とする者

(2) 継続かつ一貫した職務を遂行するのに必要な時間を割り当てられる者

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

4 評議員、評議員選任・解任委員は非常勤とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員の報酬は別表1に定める額とし、勤務形態に応じて、通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「非常勤役員等」という。)には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「非常勤役員等」という。)の報酬は、(1)から(4)の区分に応じて支給する。

(1) 非常勤理事の報酬は、別表第2に定める額

(2) 監事の報酬は、別表第3に定める額

(3) 評議員の報酬は、別表第4に定める額

(4) 評議員選任・解任委員の報酬は別表第5に定める額

(5) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費(本規程9条)、宿泊料(旅費規程)を支給する。

2 理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会が、テレビ会議、電話会議を含む一堂に会するのと同等の相互に十分議論を行うことができる方法によって開催した場合の報酬は、前項第1号ないし第4号に準じて支給することができる。

3 理事会又は評議員会が、定款又は定款細則に定める決議の省略による方法によって開催した場合の報酬は、第1項に定める報酬の半額をすることができる。

4 評議員会に出席した役員に対しては、別表に定める報酬を支給することができる。ただし、前項の方法によって評議員会を開催した場合は、報酬を支給しない。

(役員退職慰労金)

第5条 第2条第2項に規定する常勤理事に役員退職慰労金を支給する。ただし、役員退職時に当法人職員を兼務し、給与を支給している者に対しては支給しない。

2 役員退職慰労金の額は、退任時月額報酬に在任年数及び係数0.8を乗じて得た額とする。
(在任期間の計算)

第6条 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、職員を兼務する期間（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が運営する民間社会福祉事業職員退職共済制度の加入職員である期間を除く。）も通算する。

2 1年未満の在任年数は、切り捨てる。

(退職慰労金からの控除)

第7条 当法人は、退職慰労金の支給に際し、法令に基づく源泉税及び法人に対し負うべき債務の全額を控除するものとする。

(減額等)

第8条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額又は不支給とする。

- (1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。
- (2) 在任中不都合な行為があり、役員を解任されたとき。
- (3) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認められたとき。

(報酬等の総額)

第9条 当法人の役員に対する各年度の報酬（役員退職慰労金を含む。）の総額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事 1,530万円を超えない範囲
- (2) 監事 30万円を超えない範囲

(報酬等の支給方法)

第10条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、当月分の報酬及び通勤手当を当月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。

- 2 役員退職慰労金は、退任後3月以内の日に一時金として支給する。
- 3 その他の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 11 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 12 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、切り上げによる端数処理を行う。

(旅費)

第 13 条 非常勤役員等の旅費については交通機関の実費又は自家用車は往復の距離 1 キロにつき 40 円を実体により支払う、また必要により高速道路、有料道路の料金も支払う。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 6 月 22 日より施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

ただし、改正後の規定は令和 3 年 6 月 22 日から適用する。

附則 この規程は、令和 4 年 3 月 30 日より施行する。

附則 この規定は、令和 5 年 3 月 27 日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬 (第 3 条関係))

役職名	報酬の額	勤務形態
理 事 長	年額 600 万円	第 2 条第 2 項第 1 号該当
専務理事	年額 600 万円	第 2 条第 2 項第 1 号該当

別表 2 (非常勤理事の報酬 (第 4 条第 1 号関係))

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
公認会計士・弁護士としての観点から業務や調査を行うために出勤	80,000 円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000 円

別表 3 (監事の報酬 (第 4 条第 2 号関係))

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
公認会計士としての観点から帳簿等の調査を行うために出勤	80,000 円
監事監査等への出席	20,000 円

別表 4 (評議員の報酬 (第 4 条第 3 号関係))

区分	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000 円

別表 5 (評議員選任・解任委員の報酬 (第 4 条第 4 号関係))

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円

備考

- 1 源泉所得税については、常勤者は税額表の甲欄適用とし、非常勤者については乙欄適用により徴収する。